

## 取 扱 基 準

名 称	(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所建設事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	社会福祉法人等が(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を整備する際に、施設整備に要する費用の一部を助成する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	新潟市地域包括ケア計画[新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画](第9期)に基づく整備目標量(2施設, 登録定員58人)の確保 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	施設整備費 ・工事費又は工事請負費 ・工事事務費(工事費等の2.6%に相当する額を限度とする)
補助額 及びその算定方法 又は補助率	41,500千円 ※1施設あたり限度額 (その他介護施設等を合築・併設する場合は, 43,575千円 ※1施設あたり限度額) 県が示す1施設あたりの配分基礎単価に市単独補助分を加算した合計により算出する(実行補助率は実際の申請により決定するため未定)。 <補助額が5万円未満, 又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 8年 4月 1日
評価の時期	令和 8年 9月30日
終 期	令和 9年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業に新潟市補助金が交付されている旨を表示する。
	[媒体] 施設パンフレット, ホームページ, 竣工広告等
担当部署	福祉部 高齢者支援課 企画係 電 話 025-226-1295 e-mail koreisha@city.niigata.lg.jp